

# 近畿地方整備局インフラ DX 認定制度

## 申込要領

令和5年11月

近 畿 地 方 整 備 局



## 1. 目的

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題となっています。国土交通省においては、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取組である i-Construction（「ICT の全面的な活用」「規格の標準化」「施工時期の平準化」に加え、近畿地方整備局独自の取組である「受発注者間のコミュニケーションによる施工の円滑化」）を進めてきています。i-Construction によって、建設現場における一人一人の生産性を向上させ、建設会社の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安全性の確保を推進していきたいと考えています。

また、近畿地方整備局では、インフラDXの取組の一環として、令和5年度からのBIM/CIMの「全ての詳細設計・工事で原則適用」を念頭に、実施体制の整備や人材育成に取組んでいます。

さらに、遠隔臨場や無人化施工、映像解析による配筋出来形確認などの試行をはじめ、デジタル技術による建設現場の生産性向上に繋がる取組を進めています。

以上のことから、近畿地方整備局では、積極的にインフラDXの取組を推進するとともに、BIM/CIM技術の普及のために人材育成に取り組む建設会社に対して、その取組の認定制度を令和4年度より開始したものであります。

認定を受けられた建設会社は、「インフラDXの取組を継続的に推進している建設会社」として、生産性向上に積極的に努められ、今後さらに魅力ある建設現場を目指していくことを期待するものであります。

### 1-1. 文言の定義

本申込要領における定義について下記のとおりとする。

- ・**新規**：近畿地方整備局における「インフラDXの取組を継続的に推進している建設会社」の認定を受けていない建設会社が申込みを行うことをいう。  
また、認定書の有効期限を迎える建設会社が引き続き認定を受けるために申込みを行うことも新規とする。
- ・**継続**：近畿地方整備局における「インフラDXの取組を継続的に推進している建設会社」の認定を受けている建設会社のうち、認定を継続するために、1年ごとの事後確認を行うことをいう。
- ・**不適合**：新規または継続の手続きにおいて、申込内容に虚偽等が判明し、審査会にて不適合と判断されることをいい、不適合通知書を発出し、通知日より1年間のDX認定の申込みは行えません。
- ・**非認定**：新規または継続の手続きにおいて、記載内容が申込要領に至らない等により、審査会にて非認定と判断されることをいう。なお、翌年以降のDX認定の申込みは可能とする。
- ・**失効**：継続の手続きにおける不備等により認定書を失効することをいい、事象が発生し

た年の年度末に失効するものとする。なお、翌年度以降に DX 認定を受ける場合は、新規扱いとする。

- ・取消し: 認定後において、虚偽等が判明したことにより認定取消しになることをいい、事象が判明した日から取消しとする。なお、認定取消し通知日より1年間のDX認定の申込みは行えません。

## 2 認定の概要

本申込要領をもとに策定された各建設会社のインフラ DX 取組推進書のうち、各建設会社の現在までの取組状況と今後の取組の推進計画をとりまとめた審査書類について審査を行い、適合した建設会社に対し、近畿地方整備局として認定をし、最大3年間の有効期間をもつ認定書を発行します。認定書発行後3年間において、1年ごとに認定時の計画に対する実施状況の事後確認を行い、審査のうえ、継続の適否を判断します。

### 2-1 認定対象となる建設会社

認定審査に申し込むことができる会社は、建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社とします。

申込・認定にあたっては、1社・1認定を原則としており、特殊な事例※を除き、認定の中間年において、新たな申込はできません。

(※特殊な事例とは、認定を受けている会社が統廃合等により、年度途中で認定を失った場合を想定しています)

### 2-2 認定の条件(新規)

「インフラDXの取組を継続的に推進している建設会社」の認定にあたっては、以下の3点を認定の条件としています。この条件が満足していない場合は、認定されません。

- ① 行政機関等が発注する工事において、過去3年(令和2~4年度)で3件のICT活用工事の実績があること。
- ② 今後3年間(令和6~8年度)の人材育成計画が具体的であること。
- ③ インフラDX推進の取組計画が具体的であること。

なお、②人材育成計画及び③インフラDX推進の取組計画については、認定から1年ごとの継続申込時にその取組状況を確認し、記載内容に虚偽等がある場合は、審査において認定取消しとなる場合があります。

### 2-3 認定の条件(継続)

「インフラDXの取組を継続的に推進している建設会社」に認定された建設会社の認定の継続にあたっては、以下を継続の条件としています。この条件が満足していない場合は、認定の継続が出

来ず、非認定となります。

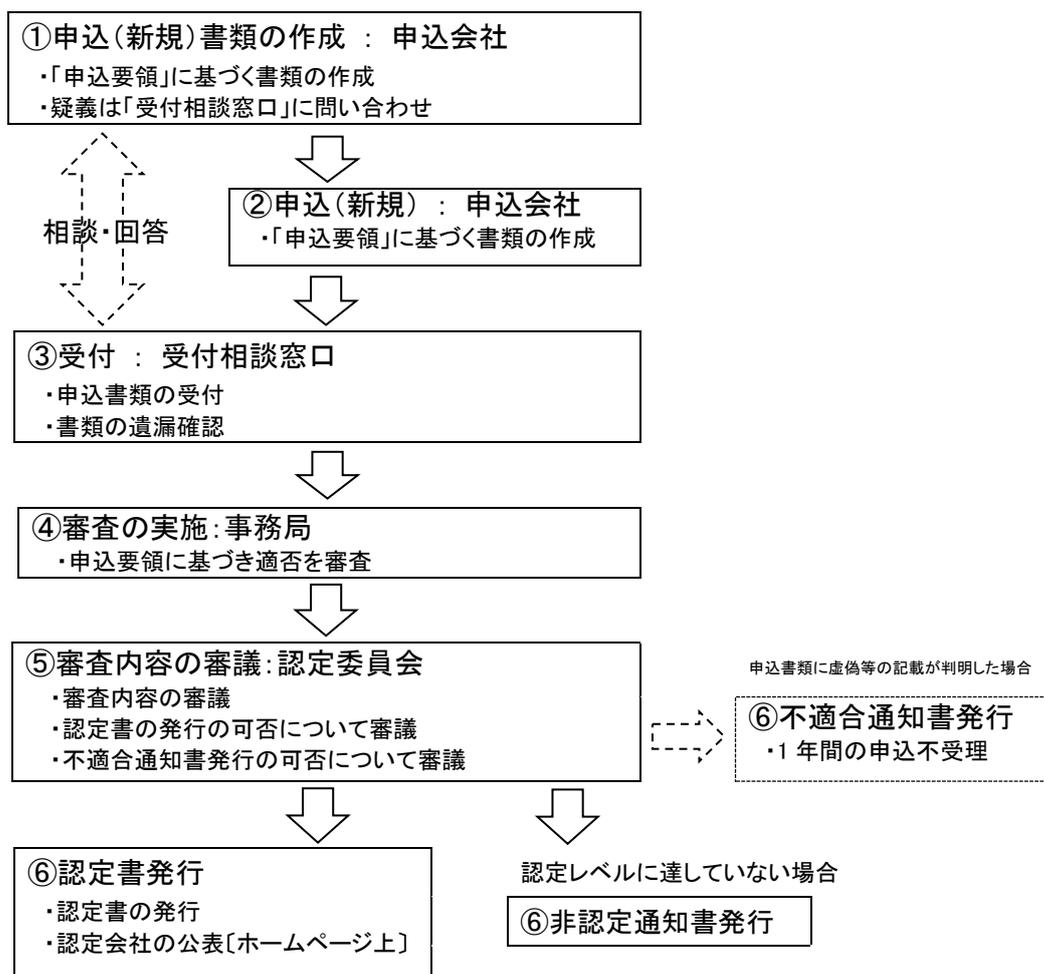
①認定時における人材育成計画に基づき適切に実施されていること。

②認定時におけるインフラDX推進の取組の計画に基づき適切に実施されていること。

ただし、①人材育成計画及び②インフラDX推進の取組計画について、計画どおりに実施されていない場合は見直し計画を具体的に提示することで、審査の対象とします。

なお、記載内容に虚偽等がある場合は、審査において認定取消しとなる場合があります。

## 2-4 認定(新規)に関する手続きの流れ



### ① 申込(新規)書類の作成

申込要領に基づき書類を作成してください。

### ② 申込(新規)

「申込要領」に基づき申込(新規)書類を作成し、申込みを行ってください。なお、認定書の有効期限を迎える建設会社が引き続き認定を受けるために申込みを行うことも新規とする。

申込みは、原則1回/年予定しています。

### ③ 受付

「3-2申込方法」に示す窓口にて申込書類の受付を行います。なお、申込書類等に関して質問がある場合は、「3-3受付相談窓口」に電子メールにてお問い合わせください。

### ④ 審査の実施

申込要領に基づき、申込書類の記載内容について、書面にて審査を実施します。ただし、必要に応じて電子メール等による実効性の確認、または、電子メール等での確認が不十分な場合は面談を行う場合もあります。

インフラDX取組推進書として、ICT活用工事の実績や技術者の状況、人材育成取組状況などに加え、インフラDXの取組の推進計画としての人材育成の計画等が明確に記載されていることを審査します。

### ⑤ 審査内容の審議

事務局での審査結果を経て、認定委員会において認定書の発行可否について審議します。また、不適合と審査された建設会社に対し、不適合通知書の発行可否について審議します。

### ⑥ 認定書の発行等

認定委員会の審議により、「インフラDXの取組を継続的に推進している建設会社」と認められた申込会社には、近畿地方整備局より認定書を交付するとともに、近畿地方整備局のホームページで会社名の公表を行います。

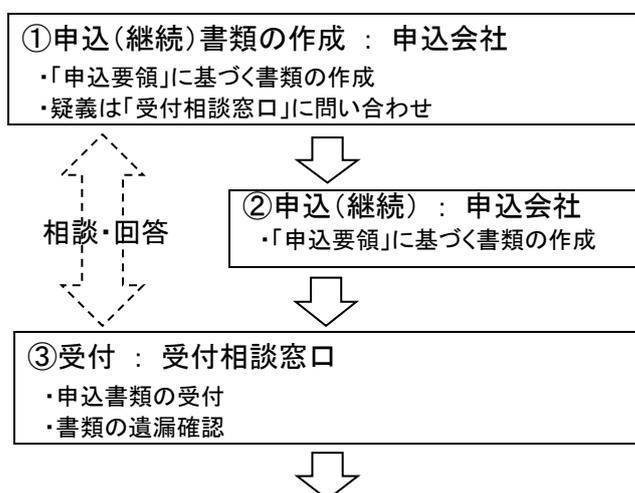
認定委員会において認定レベルに達していないと判断された場合は、理由を付して近畿地方整備局より非認定通知書を発行します。

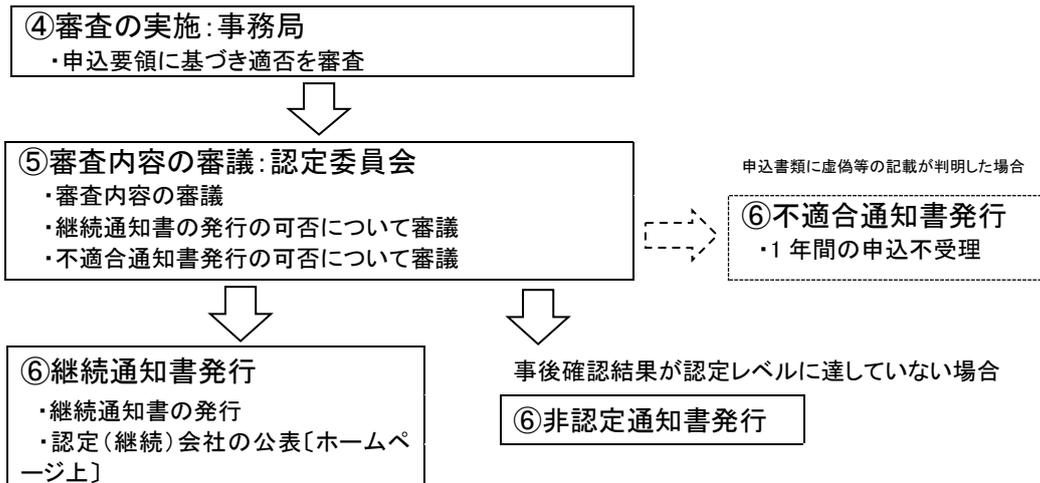
なお、虚偽等の記載が判明した申込みについては、認定委員会に諮り、近畿地方整備局より不適合通知書を発行します。不適合通知書の交付を受けた申込会社は、不適合通知書の交付日より1年間の申込みを禁止します。

また、認定を受けた後に、申込書類に虚偽等の記載あるいは悪質な行為等が判明した場合には、認定委員会に諮り、近畿地方整備局より認定取消し通知書を発行するとともに、認定取消し通知日より1年間の申込みを禁止します。

※認定書の再発行は、特別な理由がない限り行いませんので保管には注意してください。

## 2-5 認定(継続)に関する手続きの流れ





### ① 申込(継続)書類の作成

申込要領に基づき書類を作成してください。

### ② 申込(継続)

「申込要領」に基づき申込(継続)書類を作成し、申込を行ってください。

申込は、原則1回/年予定しています。

### ③ 受付

「3-2申込方法」に示す窓口にて申込書類の受付を行います。なお、申込書類等に関して質問がある場合は、「3-3受付相談窓口」に電子メールにてお問い合わせください。

### ④ 審査の実施

申込要領に基づき、申込書類の記載内容について、書面にて審査を実施します。ただし、必要に応じて、電子メール等による実効性の確認、または、電子メール等での確認が不十分な場合は面談を行う場合もあります。

認定時のインフラ DX 取組推進書に記載のある、ICT活用工事の実績や技術者の状況、人材育成取組状況などに加え、インフラ DX の取組の推進計画としての人材育成の計画等が適切に実施されていることを審査します。

ただし、人材育成計画及びインフラDX推進の取組計画について、計画どおりに実施されていない場合は見直し計画を具体的に提示することで、審査の対象とします。

### ⑤ 審査内容の審議

事務局での審査結果を経て、認定委員会において継続通知書の発行可否について審議します。

また、不適合と審査された建設会社に対し、不適合通知書の発行可否について審議します。

### ⑥ 継続通知書の発行等

認定委員会の審議により、引き続き、「インフラ DX の取組を継続的に推進している建設会社」と認められた申込会社には、認定書の継続を認める継続通知書を発行するとともに、近畿地方整備局のホームページで会社名の公表を行います。認定委員会において認定レベルに達していないと判断された場合は、理由を付して近畿地方整備局より非認定通知書を発行します。

なお、虚偽等の記載が判明した申込みについては、認定委員会に諮り、近畿地方整備局より不適合通知書を発行します。不適合通知書の交付を受けた申込会社は、不適合通知書の交付日より

1年間の申込みを禁止します。

また、認定を受けた後に、申込書類に虚偽等の記載あるいは悪質な行為等が判明した場合には、認定委員会に諮り、近畿地方整備局より認定取消し通知書を発行するとともに、認定取消し通知日より1年間の申込みを禁止します。

※継続通知書の再発行は、特別な理由がない限り行いませんので保管には注意してください。

## 2-6 認定書の有効期間

認定書の有効期間は、年度毎の継続審査により最大3年間とします。

## 3 申込み

### 3-1 申込書類

本認定の新規及び継続申込に必要な書類は以下のとおりです。提出前には全ての資料が揃っているか確認してください。

申込み前に申込書類一式の確認は実施していません。ただし、申込書類を作成するうえで、記載内容や記載方法についての問合せに関しては、「3-3相談窓口」で助言を行っています。

申込内容など記載漏れや記載ミスについても確認の連絡を入れずに受付けてしまいますので、記載漏れや記載ミスの無いようにしてください。

なお、申込資料の作成方法については、「4 インフラ DX 取組推進書の作成・提出」に記載しており、提出時の留意事項等については、「5 申込書類の提出」に記載していますので、必ず確認してください。

<申込書類(新規) 内訳>

- ①【新規申込】インフラ DX 取組推進書.xlsx
- ②【別紙】参加資格の業者コード及び有効期間が分かる資料の写し

<申込書類(継続) 内訳>

- ①【継続申込】インフラDX取組確認書.xlsx
- ②【別紙】取組を実施した実績が分かる資料

### 3-2 申込の受付方法

JACIC クラウドにて資料を保存していただきます。

「新規窓口」または「継続窓口」にて、受付し、アカウントを取得してください。

「3-1 申込書類」に記載した各書類一式を JACIC クラウドに保存してください。

「新規窓口」または「継続窓口」にて、受付が完了すると受付番号が付与されます。受付番号は、提出資料等において重要な情報になりますので、必ず、控えをとってください。再発行は致しません。

### 新規窓口

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=qctc-mblaag-25ff57129e2eb9bd4ed16439d39db28c>

### 継続窓口

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=qctc-mblldsg-ae83ad5e71d9cfba6a5fd96ac8c75f47>

※窓口にて受付確認できましたら、3日以内(閉庁日を除く)を目途に、JACIC クラウドに保存するためのアカウントを JACIC より発行します。

#### 【注意事項】

セキュリティ等により、JACIC クラウドを活用出来ない場合は、「3-3相談窓口」のメールアドレスに事前にメールにて連絡してください。ファイル転送サービス等を配信します。

### 3-3 相談窓口

資料に関するご相談は電子メールで相談して下さい。下記のメールアドレスに相談内容と返信先を記載の上、送付して下さい。なお、以下のように、件名に会社名等を記載してください。

件名 ●●●(会社名)【相談】インフラ DX 認定制度に係る申込み

#### 相談窓口

担当課	住 所	メールアドレス
近畿地方整備局 企画部 技術管理課 受付時間: 9:30~12:00 13:00~17:30 (土日、祝祭日を除く)	〒540-8586 大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	kkc-dxnintei@mlit.go.jp

### 3-4 申込期間

申込期間は原則年1回設けております。新規窓口または継続窓口への受付期間は、令和5年11月27日から令和5年12月18日(月)12時00分とし、JACIC クラウドへの保存期間は、受付完

了後のアカウント取得後から令和5年12月22日(金)17時00分とします。

受付期間を過ぎてからの受付及び保存期限を過ぎてからの保存は受け付けられません。

#### 4 インフラ DX 取組推進書の作成・提出

インフラ DX 取組推進書の記載内容及び記入上の留意点については、各提出様式に記載していますので、記入の有無や内容について確認しながら作成してください。

##### 4-1 インフラ DX 取組状況（その1）〔様式-1-1〕

###### ■ 作成にあたって

国土交通省では、ICTの全面的な活用の推進を図るため、ICT活用を推進する工種を拡大することや、施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用していくこと、BIM/CIM 活用工事においても全ての設計・工事で原則適用などに取り組んできています。

平成28年度のICT土工から始まり、5年を経過した令和2年度時点で、直轄工事において公告件数に対するICT実施率は約8割（ICT対象工種で）となっています。

こうした中で、認可申込者が近年でどのように取り組んでいるかを把握することが重要です。さらに、この取組実績を踏まえて、今後の取組推進計画に実効性があるかを判断する際の参考資料とするものです。

##### 4-2 インフラ DX 取組状況（その2）〔様式-1-2〕

###### ■ 作成にあたって

5-1と同様に、認可申込者が近年でどのように取り組んでいるかを把握するため、ICT活用工事の担当技術者や使用機械の実績を踏まえて、今後の取組推進計画に実効性があるかを判断する際の参考資料とするものです。

また、自社が人材育成としてICTや BIM/CIM の研修に積極的に取組まれている実態についても確認するものです。

##### 4-3 ICT工事の施工実績 〔様式-2〕

###### ■ 作成にあたって

平成28年度以降、ICT活用工事が発注者指定型もしくは受注者希望型によって実施されてきているところです。工種も、最初の土工から、順次、対象工種が増えてきており、今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事等にも適用すべく進められてきています。

また、都道府県・政令市における ICT 土工の公告件数は倍増をしており、実施件数も増加しています。

よって、自社のICT活用工事实績で、特に他工事の模範となるような工事や、府県や市町村で取組まれたもの、現場条件から新たな工夫を凝らした工事などについて記載して下さい。

#### 4-4 インフラ DX 推進計画 [様式-3]

##### ■ 作成にあたって

今回のインフラ DX 認定の目的のとおり、『積極的にインフラ DX の取組を推進するとともに、BIM/CIM 技術の普及のために人材育成に取り組む建設会社に対して、その取組を認定すること』を求めることになります。

今後も引き続きインフラ DX に取り組んでもらえる建設会社を認定する必要があるため、今後の取組方針にも具体的に言明していただけることが重要と考えています。

よって、今回の申込から、3年後(令和6年度から令和8年度)までの取組方針について、具体的な目標を定めて計画を記載してください。

ただし、示された「取組方針が必ずしも増加傾向でなければ認定されない」というものではないことを申し添えます。

#### 4-5 インフラ DX 推進計画(実績) [様式-4]

##### ■ 作成にあたって

認定時に設定した推進計画等の達成状況を求めることとなります。

審査の対象となる項目は、直近の実績状況(今回であれば R5 の実績)です。

認定時に設定した目標に対する達成度の確認となりますが、数値目標に対する達成率等で継続の判断を行うわけではありません。そのため、あくまで判断材料の一つという認識ですが、著しい乖離等が発生している場合は、厳に審査することとなります。

#### 4-6 インフラ DX 推進計画(見直し計画) [様式-5]

##### ■ 作成にあたって

認定時の計画に対して、直近の実績等を踏まえ、計画を見直す場合に記載してください。

目標に対する達成状況が芳しくない場合等に見直し計画を作成することも可とします。

特に、目標に対する達成状況が芳しくない場合における見直し計画については、計画の妥当性に加え、実効性も判断基準となりますので、達成出来なかった理由や原因を究明し、その上でどのような対応・対策を取るのか等について詳細に記載してください。

#### 4-7 取組実績が分かる資料 [自由様式]

##### ■ 作成にあたって

本資料は、自由様式での作成としますが、提出形式は PDF としてください。

取組実績がわかる資料を提出してください。

### 5 申込書類の提出

#### 5-1 申込書類の留意事項

申込書類は原則、A4(縦)で作成してください。ただし、A4(横)使いの方が見やすい資料等はこの限りではありません。

申込資料の保存時における構成については、「5-3 申込資料の構成」を確認してください。

なお、申込書類のファイルは、必ずウイルスチェックを行ってください。

### 審査書類に記載される個人情報の取り扱いについて

当認定にかかる審査は、申込書類に記載された内容の適否について確認を行うため、申込会社及び関係会社の事業所や社員の方の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の情報も含めて審査が行われる場合があります。審査では、これらの個人情報(以下「申込会社等情報」という。)の適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針の下で審査書類に記載されている個人情報を取り扱います。

- ・「申込会社等情報」は、個人情報の保護に関する法律・関係法令及びその他の規範を遵守し、適正に取り扱います。
- ・保有する「申込会社等情報」について、申込者からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口で確認して、誠意をもって対応いたします。

## 5-2 申込資料の保存方法

「3 申込み」のとおり、新規窓口または継続窓口にて受付後に、JACIC クラウドに申込書類を保存していただく流れとなります。保存時においては、不備が無いようお願いします。

JACIC クラウドに関する質問は、下記の JACIC クラウド相談窓口にて確認してください。

JACIC クラウド相談窓口 : <jacic-cloud@jacic.or.jp>

## 5-3 申込書類の構成

申込書類を保存する際の形式及びファイル名称については、下記のルールに従ってください。

### ■ 新規の場合

保存すべき資料は、「3-1 申込書類」に記載のある資料となります。「【新規申込】インフラ DX 取組推進書」に関しては、Excel と PDF で同一の資料を提出してください。「【別紙】参加資格の業者コード及び有効期間が分かる資料の写し」に関しては、1式まとめて PDF で提出してください。

上記、3つの資料を1つのフォルダに保存し、ZIP 形式で、保存してください。

各提出書類の名称に関しては、下記のルールを遵守してください。

〔提出時の名称〕

・ZIP 形式の名称 : (受付番号)\_【新規】.zip

・【新規申込】インフラ DX 取組推進書の名称 :

(受付番号)\_【新規】(会社名)インフラ DX 取組推進書.pdf

(受付番号)\_【新規】(会社名)インフラ DX 取組推進書.xlsx

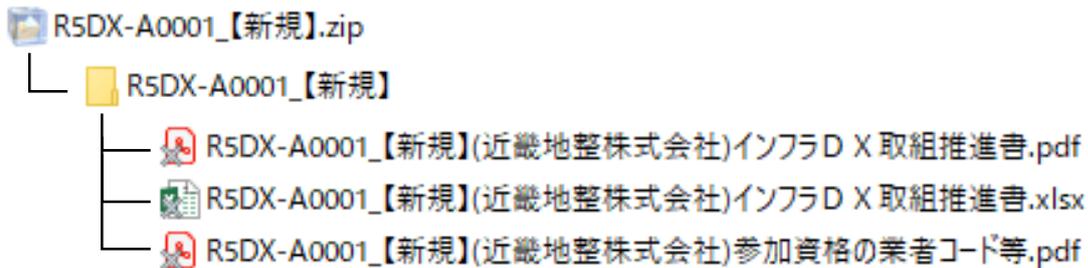
・【別紙】参加資格の業者コード及び有効期間が分かる資料の写しの名称 :

(受付番号)\_【新規】(会社名)参加資格の業者コード等.pdf

※受付番号とは、窓口受付後に1会社毎に付与される番号です。

〔提出事例〕

受付番号 : R5DX-A0001、会社名 : 近畿地整株式会社の場合、保存時の資料構成は下記のとおりになります。



## ■継続の場合

保存すべき資料は、「3-1 申込書類」に記載のある資料となります。「【継続申込】インフラDX取組確認書」に関しては、Excel と PDF で同一の資料を提出してください。「【別紙】取組実績が分かる資料」に関しては、1式まとめて PDF で提出してください。

上記、3つの資料を1つのフォルダに保存し、ZIP 形式で保存してください。

各提出書類の名称に関しては、下記のルールを遵守してください。

〔提出時の名称〕

- ・ZIP 形式の名称: (受付番号)\_【継続】.zip
- ・【継続申込】インフラDX取組確認書【実績調査】の名称:
  - (受付番号)\_【継続】(会社名)インフラDX取組確認書.pdf
  - (受付番号)\_【継続】(会社名)インフラDX取組確認書.xlsx
- ・【別紙】取組を実施した実績が分かる資料の名称:
  - (受付番号)\_【継続】(会社名)実施実績等.pdf

※受付番号とは、窓口受付後に1会社毎に付与される番号です。

〔提出事例〕

受付番号: R5DX-B0001、会社名: 近畿地整株式会社の場合、保存時の資料構成は、下記のとおりになります。



## 5-4 申込時の留意事項

「5-3 申込書類の構成」に記載された内容を必ず守ってください。認定に向けた作業は全て、受付番号を元に整理していきます。フォルダ名称を統一しないと正しく審査を行うことが出来なくなります。また、受付番号の記載ミスがあった場合、自社のみならず、他の申込業者への影響も考えられますので、注意してください。なお、保存方法等のミスによる再審査は行わないため、クロスチェック等細心の注意を払ってください。